

事務連絡  
令和2年4月6日

管内 介護サービス事業所 管理者 様  
地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

北アルプス広域連合  
介護福祉課長 麻田 俊一

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応における  
介護サービス事業所一時休止等の取り扱いについて（通知）

日頃より、当広域連合の介護保険業務に関し、ご理解ご協力をいただき厚く御礼を申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症について、各事業所におかれましては、予防の徹底などご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月3日に大町保健所管内で新型コロナウイルス感染者が1名確認されました。これを受け、管内介護サービス事業所の一部において、感染拡大防止の観点から、介護サービス事業を一時的に縮小したいなどのご相談を受けております。**感染症対応でのサービス事業所の一時的な縮小や規模縮小などについては、あくまでサービス事業所の判断となりますが、この判断につきましては、利用者の介護サービスの必要度やご意向も踏まえる中でご判断いただきますようお願いいたします。（例えば、サービスの必要度の高い方については、受け入れ継続、規模を縮小したサービスを継続するなど）**また、通常のサービス形態を変えての実施も可能という内容が国から示されております。この基準の臨時的取扱いについて、別紙にまとめましたので、確認した上で、サービス提供の実施をいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報（国通知等）については、北アルプス広域連合ホームページにもまとめて掲載しております。情報については、事業所に随時メール等により周知するとともに、ホームページにも掲載していきますのでご利用ください。

HPアドレス [http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo/kaigo\\_corona.html](http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo/kaigo_corona.html)

北アルプス広域連合

担当：介護福祉課介護保険係 麻田 太田

電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011

E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（まとめ）

## 介護サービス事業所関連

(国事務連絡 第2報)

都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合( 感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も同様 )  
における取扱いについて

1. 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

### 算定方法

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定すること

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

### 算定方法(通所系サービスの場合)

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満)の報酬区分で算定する。なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

・サービスの柔軟な取扱いについて

(第4報) Q & Aより

問1 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所(デイサービス等)が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、通所サービスの事業所におけるサービス提供と、当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これらのサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。

(答) 可能である

問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問3 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」別紙1において、「休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合」の取扱いが示されているが、公民館以外の場所はどのような場所を指すのか。

(答) 一定の広さを確保でき、安全面や衛生面の観点からサービスを提供するにあたって差し支えない場所を指す。なお、サービスの提供にあたっては、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と相談し、また利用者の意向を踏まえて実施されたい。

(第5報) Q & Aより

問3 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業について、市町村の判断により、前ページ「国事務連絡 第2報」等で示されている、訪問介護や通所介護等に関する臨時的な取扱いと同様の取扱いとすることは可能か。

確認や助言等の活動を実施することも可能であり、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの提供が困難である場合には、一般介護予防事業による支援も適宜検討されたい。

#### ・報酬の柔軟な取扱いについて

(第4報) Q & Aより

問4 新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。

(答) 市町村の判断で、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能である。

#### 【北アルプス広域連合の見解】

総合事業については、休業を行った場合、利用者契約は継続したままだが、その月の報酬については、1か月の包括報酬ではなく、一時休止期間を除いた期間の日割りで算定することとする。

問5 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合に、報酬を算定してよいか。

(答) 訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合であっても、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定することとして差し支えない。

問6 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が20分未満となった場合に20分未満の報酬を算定してよいか。

(答) 20分未満の訪問看護費については、20分以上の保健師又は看護師による

訪問看護が週1回以上提供され、かつ、緊急時訪問看護加算の届出がされていた場合に算定できることとなっているが、訪問看護計画において位置付けられた内容の指定訪問看護のうち、高齢者の療養生活を支援するために必要となる最低限の提供を行った場合は、当該要件を満たしていなくても20分未満の報酬を算定することとして差し支えない。

## 居宅介護（予防）支援関連

（第3報）Q&Aより

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答） 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

（第4報）Q&Aより

問9 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、基準解釈通知の取扱いと同様か。

（答） 同様である。

問10 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9における取扱いは介護予防支援についても同様か。

（答） 同様である。

問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答) 可能である。

(第5報) Q & Aより

問4 居宅介護支援の退院・退所加算や(地域密着型)特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か。

(答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である

## その他

(第3報) Q & Aより

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答) 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

問10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。  
また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答) 外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延

期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。  
また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、  
上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部  
評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

問 11 (看護)小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への  
対策を行ったため、サービス提供が過少(登録者 1 人当たり平均回数が  
週 4 回に満たない場合)となった場合、減算を行わなければならないのか。

(答) 以下の場合は減算しないこととして差し支えない。

- ・ 職員が発熱等により出勤を控えたことにより、サービス提供体制が整わず、  
その結果としてサービス提供が過少となった場合。
- ・ 都道府県等の休業要請により通いサービス・宿泊サービスを休業した結果、  
過少サービスとなった場合。

なお、通いサービス・宿泊サービスを休業した場合であっても、在宅高齢者  
の介護サービスを確保するため、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、で  
きる限り訪問サービスを提供されたい。